

平成 29 年第 2 回野洲市議会臨時会提出案件

1 専決処分の承認 4 件

□議第 42 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 28 年度野洲市一般会計補正予算(第 7 号))

①予算額

- ・補正前予算額 20,785,030 千円
- ・補正額 448 千円
- ・補正後予算額 20,785,478 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査(△137,649 千円)
- ・特別交付税の額の確定による増額(15,480 千円)
- ・湖南広域行政組合負担金過年度返還金の計上(1,935 千円)
- ・財政調整基金繰入金の増額(60,204 千円)

【歳出】

- ・消防団員退職に伴う報償金の増額(448 千円)

□議第 43 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 28 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号))

①予算額

- ・補正前予算額 5,723,413 千円
- ・補正額 △2,935 千円
- ・補正後予算額 5,720,478 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・歳出予算減額に伴う財政調整基金繰入金の減額(△2,935 千円)

【歳出】

- ・平成 28 年 10 月から短時間労働者へ社会保険適用が拡大され、拠出金等が再算定されたことによる額の変更(△2,935 千円)

□議第 44 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決

処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・第33条 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化
- ・第34条の9 第33条改正に伴う規定の整備
- ・第48条、第50条 延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備
- ・第61条第8項 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定
- ・第61条の2 わがまち特例の割合を定める規定（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ・第63条の2 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定
- ・第63条の3 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備
- ・第74条の2 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定
- ・附則第8条 肉用牛の売買による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの
- ・附則第10条の2第7項～第16項 わがまち特例の割合を定める規定
- ・附則第10条の3第9項～第11項 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定
- ・附則第16条 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を2年延長するもの
- ・附則第16条の2 軽自動車税の賦課徴収の特例について規定
- ・附則第16条の3第2項 特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化
- ・附則第17条の2 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの
- ・附則第20条の2第4項 特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化
- ・附則第20条の3第4項、第6項 条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化

②施行日 平成 29 年 4 月 1 日

□議第 45 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

一般職の職員の給与に関する法律及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・第 5 条第 3 項 補償基礎額単価(扶養親族加算額)の改正
 - 配偶者 433 円→333 円
 - 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 217 円→267 円
 - 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(消防団員に配偶者が無い場合) 367 円→333 円
 - その他の扶養親族(消防団員に配偶者が無い場合) 367 円→300 円(配偶者及び扶養親族に係る子が無い場合に変更)

②施行日 平成 29 年 4 月 1 日

2 当初予算 1 件

□議第 46 号 平成 29 年度野洲市病院事業会計予算

①予算の概要

【収益的収入及び支出】

[収入] 5 0 千円

- ・一般会計補助金(49 千円)
- ・預金利息(1 千円)

[支出] 5 0 千円

- ・一時借入金利息(50 千円)

【資本的収入及び支出】

[収入] 1, 2 5 8, 9 5 8 千円

- ・病院事業債(1, 202, 000 千円)
- ・社会資本整備総合交付金(52, 000 千円)
- ・一般会計出資金(4, 958 千円)

[支出] 1, 2 5 8, 9 5 8 千円

- ・野洲市民病院整備実施設計業務委託(95, 431 千円)
- ・野洲市民病院開設支援業務委託(17, 129 千円)
- ・土地購入費(1, 125, 050 千円)

3 補正予算 2件

□議第 47 号 平成 29 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 19,872,465 千円
- ・補正額 55,547 千円
- ・補正後予算額 19,928,012 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・土地取得特別会計から病院事業会計への土地売払いにより繰上償還を行った残余分について繰入金として計上 (312,486 千円)
- ・財政調整基金繰入金の取り崩し減額 (△256,939 千円)

【歳出】

- ・御上会野洲病院との基本合意書作成及び調査業務委託料を計上 (540 千円)
- ・病院事業会計において支弁できない経費を病院事業会計補助金として計上 (49 千円)
- ・病院事業の建設改良費にあてるため、病院事業会計出資金を計上 (4,958 千円)
- ・病院事業の運転資金にあてるため、長期貸付金を計上 (50,000 千円)

□議第 48 号 平成 29 年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 219,922 千円
- ・補正額 1,125,050 千円
- ・補正後予算額 1,344,972 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・駅前公共用地について、病院事業会計へ売払いする土地売払収入を増額 (1,125,050 千円)

【歳出】

- ・駅前公共用地を病院事業会計へ売払い、借入れしていた公共用地先行取得等事業債の残債分を全額繰上償還する (812,564 千円)
- ・上記により繰上償還を行った残余分について、一般会計への繰出金として計上 (312,486 千円)